第１章、千葉市バリアフリーマスタープラン策定にあたって

1の1、バリアフリーマスタープラン策定の趣旨

かっこ1、バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

●ハートビル法と交通バリアフリー法

こんにちの我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考えかたの導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、平成６年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定されました。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定されました。

●バリアフリー法

平成18年には、より一体てき・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が制定されました。

●改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、にせんにじゅうねん東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成さんじゅうねん11月一部施行・平成31年4月全部施行）。さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図るための法改正が行われています（令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行予定）。

以下にバリアフリー法の経緯の図があります。

かっこ2、改正バリアフリー法の概要

かたかっこ1、目的

改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等の、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

なお、高齢者、障害者等とは、高齢者、全ての障害者、妊産婦、けが人等、日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者のことをさします。

また、本法律では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区（以下、促進地区という）、重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、ろがい駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体てきなバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針（以下、促進方針という）や、移動等円滑化基本構想（以下、基本構想という）を規定しています。

以下に、マスタープラン・基本構想のイメージ図があります。

かたかっこ2、法律の枠組み

改正バリアフリー法では、基本理念を示すとともに、旅客施設、車両等、道路、ろがい駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

また、促進方針及び基本構想制度によって、バリアフリー化事業の重点的かつ一体てきな推進を図る枠組みを定めています。あわせて、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。

なお、心のバリアフリーとは、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を、すべての人々が自らの問題として意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力することをさします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

１、基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを、基本理念として明記

２、国が定める基本方針

○移動等円滑化の意義及び目標

○施設設置管理者が講ずべき措置

○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針

○基本構想の指針

○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項

○情報提供に関する事項

○その他、移動等の円滑化の促進に関する事項

３、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

４、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

○ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務

○新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

○各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務

○公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化

・旅客施設等を使用した役務の提供のほうほうに関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）

・たの公共交通事業者等からの協議への応諾義務

・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務

・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

５、地域における重点的・一体てきなバリアフリー化の推進

・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体てきなバリアフリー化を推進

・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置付けることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）

・定期的な評価・見直しの努力義務

６、当事者による評価

・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

かたかっこ3、促進方針・基本構想で定める事項

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、基本方針という）」に基づき、促進地区・重点整備地区について、促進方針及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

促進方針及び基本構想で定めるべき事項はおおむね重複していますが、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体てきなバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

以下に促進地区・重点整備地区の要件のひょうがあります。ひょうの内容は次の通りです。

促進地区（法2条にじゅうの2）及び重点整備地区（法2条21）について、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

なお、生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことをさします。

促進地区について、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。重点整備地区において、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

なお、生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路を、一般交通用施設とは、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をさします。

また、促進地区について、当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

重点整備地区において、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体てきに実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

以下に、促進地区及び重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ図があります。

以下に、促進方針・基本構想で定める事項のひょうがあります。ひょうの内容は次の通りです。

促進方針で定める事項（法24条）

１、移動等円滑化促進地区の位置及び区域

２、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

３、その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

・移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める

・市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

・移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定めることができる

基本構想で定める事項（法25条）

１、重点整備地区の位置及び区域

２、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

３、移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

４、その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める

・市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

かっこ3、策定の趣旨

本市では、交通バリアフリー法に基づき「千葉市交通バリアフリー基本構想」（平成13年11月）を策定し、さらに、バリアフリー法及び国の基本方針に基づき「千葉市バリアフリー基本構想」（平成にじゅうねん８月）に改正、平成23年３月の基本方針の改正（バリアフリー化の目標の再設定等）を受けて、基本構想を一部変更しています。

この基本構想が令和２年度末に目標年次を迎えることから、改定を行います。改定にあたっては、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、全面的なバリアフリー化の促進に向けた方針を示すとともに、重点整備地区の見直しや特定事業の設定に向けた検討を行い、市全域のバリアフリー化を促進するための千葉市バリアフリーマスタープランを策定することとしました。

1の2、バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ

かっこ1、国の目標

国の基本方針では、移動等円滑化の目標として、令和7年度末（にせんにじゅうごねんどまつ）までに以下の事項を達成することを目標としています。

国の基本方針に位置付けられた目標ちは、千葉市バリアフリーマスタープランにおける目標として設定します。

以下に、各施設等の移動等円滑化の目標のひょうがあります。内容は以下のとおりです。

鉄軌道、鉄軌道駅

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者用トイレ

目標

・平均利用者数いちにちあたり3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられたいちにちあたり2,000人以上の施設を原則100％

・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

・大規模駅では可能な限りバリアフリールートの複数化

・可能な限りプラットホームと車両乗降ぐちの段差・隙間の縮小

ホームドア・可動式ホームさく

目標

・構造・利用実態等を勘案し、全体で3,000番線

・うちいちにちあたり10万人以上の駅は800番線

鉄軌道車両

目標

約70%

バス、バスターミナル

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者用トイレ

目標

・平均利用者数いちにちあたり3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられたいちにちあたり2,000人以上の施設を原則100％

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

乗合バス車両、ノンステップバス

目標

・約80%（リフト付きバス等を除く）

リフト付きバス等（適用除外車両）

目標

約25%

貸切バス車両

目標

約2,100台

タクシー、福祉タクシー車両

目標

約90,000台

各都道府県における総車両すうの約25％をユニバーサルデザインタクシーとする

船舶、旅客船ターミナル

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者用トイレ

目標

・平均利用者数いちにちあたり2,000人以上を原則100%

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

旅客船

目標

・約60％

・平均利用者数いちにちあたり2,000人以上のターミナルに就航する船舶は可能な限りバリアフリー化

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

道路、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路

目標

約70%

都市公園、園路及び広場

目標

・おおむね2ha以上の都市公園を約70%

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

駐車場

目標

・おおむね2ha以上の都市公園を約60%

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

便所

目標

・おおむね2ha以上の都市公園を約70%

・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

ろがい駐車場、特定ろがい駐車場

目標

・約75%

建築物、床面積の合計2,000㎡以上の特別特定建築物

目標

・約67%

・床面積の合計2,000㎡未満の特別特定建築物についてもバリアフリー化を促進

ただし、公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施

信号機等、主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等

目標

・主要な生活関連経路を構成する道路は原則100%

音響機能付加信号機

目標

・主要な生活関連経路を構成する道路のうち、必要な部分に設置されている信号機については原則100%

エスコートゾーン

目標

・主要な生活関連経路を構成する道路のうち、必要な部分に設置されている道路ひょうじについては原則100%

心のバリアフリー

目標

・移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する

・心のバリアフリーの用語の認知度を約50%

・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%

かっこ2、バリアフリーマスタープランの計画期間

国の基本方針が令和７年度末（にせんにじゅうごねんどまつ）で目標年次を迎えることや、実施状況の調査・分析・評価をおおむね５年ごとに行うよう努める必要があること、また、千葉市都市計画マスタープランの目標年次がにせんにじゅうごねんどであることを踏まえ、千葉市バリアフリーマスタープランの中間評価をにせんにじゅうごねんどに実施し、その５年後のにせんさんじゅうねんどを計画期間とします。

かっこ3、位置づけ

千葉市バリアフリーマスタープランは、市の上位計画である千葉市都市計画マスタープランや千葉市立地適正化計画をふまえ、市のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。

また、重点整備地区においては、旅客施設及び車両等、道路、ろがい駐車場、都市公園、建築物、信号機等について実施すべき特定事業及びその他の事業を定めるとともに、法に基づき特定事業計画を作成し、事業の推進を図ることを目指します。

また、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映し、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図ります。

以下に、位置付けの模式図があります。

1の3、検討の進めかた

かっこ1、検討の流れ

令和がんねん度は、基礎調査、地域懇談会やまち歩き点検を踏まえ、千葉市バリアフリーマスタープランの策定に向けた課題や考え方を整理し、促進地区及び重点整備地区の設定やバリアフリー化促進の考え方、地区別のバリアフリー方針、推進・評価の考え方を検討しました。

さらに、令和２年度は、全市における取組や推進・評価の考え方を検討し、パブリックコメントを経て、令和3年3月に策定しました。

以下に、検討フローの模式図があります。

かっこ2、検討組織や市民参加による活動等の目的と構成

千葉市バリアフリーマスタープランを検討するにあたり、推進に係る各組織や市民参加による活動の目的と構成を以下のように設定しました。

以下に、検討組織・活動の概要の図があります。内容は次の通りです。

１、協議会

活動目的・バリアフリーマスタープラン及び基本構想を検討し、内容について承認を行う母体。法及び条例に基づいて設置する。

参加者の構成・学識経験者・高齢者団体・障害者団体・施設管理者・事業者・行政関係者等

２、庁内会議

活動目的・協議会検討内容について事前調整・報告したり、庁内で連携して取り組む施策について協議する。

参加者の構成・都市整備・道路・交通・観光・公園・福祉系等の庁内担当所管

３、地域懇談会（令和がんねん度）

活動目的・地域特有の課題を把握するため、区別に意見交換を行う。

参加者の構成・各地域に在住の高齢者・障害者等（６区）

４、まち歩き点検ワークショップ（令和がんねん度）

活動目的・特徴的な施設・経路を視察し、バリアフリー推進状況を評価する。また、今後の整備等で各事業者が配慮すべきことを検討する。

参加者の構成・協議会委員及びその他の高齢者・障害者等・視察施設の管理者

５、地区ワーキンググループ（令和２年度以降）

活動目的・重点整備地区（モデル地区）について、特定事業としてバリアフリー化の実施を依頼する内容を検討するため、生活関連施設・生活関連経路を視察し、意見交換を行う。

参加者の構成・地区に在住の高齢者・障害者等・視察施設の管理者

６、事業者ワーキンググループ（令和２年度以降）

活動目的・市の取組への理解を促進するとともに特定事業・その他事業の検討を依頼し、内容の調整を行う。

参加者の構成・重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路に指定された施設の管理者

かっこ3、市民参加による検討の概要

かたかっこ1、地域懇談会（令和がんねん度）

まる１、開催の目的

千葉市バリアフリーマスタープランの策定にあたり、バリアフリーに関する市民の意識を把握するとともに、各地域の具体的な課題や改善策を整理するため、行政区別に、在住の高齢者、障害者等による懇談会を開催し、区内における施設等の利用状況や利用しやすさ、課題点等について把握しました。

まる２、開催概要

地域懇談会は行政区ごとに以下の日程で実施しました。

以下に開催概要のひょうがあります。内容は次の通りです。

緑区、令和がんねん9月25日

中央区、稲毛区、令和がんねん9月26日

若葉区、令和がんねん9月27日

花見川区、美浜区、令和がんねん10月2日

まる３、意見交換のテーマ

ア、よく利用する施設・経路と、バリアフリー上の課題・改善策

・駅・駅前広場・バス

・建築物・駐車場（公共施設・商業施設等）・公園など

・道路・信号機など

イ、区の特徴や、バリアフリー化を進めるために特に重要なこと

ウ、その他、日常生活の中で感じていること

まる４、参加者

身体障害者連合会、手をつなぐ育成会、ＮＰＯ法人せんかれんより、各区にお住まいのかたを中心に、のべ36人にご参加いただきました。

以下に、参加者概要のひょうがあります。

まる５、意見概要

以下に、各回の地域懇談会における主な意見を示します。

鉄道駅のバリアフリー

ホームじょうなどにベンチが多く設置されている。（花見川区）

ホームドアがない。（全区）

ホームの照明が暗いため、階段やエスカレーターの登り口が弱視ではわかりにくい。（中央区）

一般トイレに階段があり、足の不自由なかたにとって使いにくい。（花見川区）

駅内階段の（上り下り）通行方向がバラバラで統一されていない。（全区）

トイレの位置や目的地の案内などは、わかりやすい絵やピクトグラムで示してほしい。路面に表示があるとわかりやすい。（全区）

駅前広場のバリアフリー

障害者用乗降場はあるが、改札まで迎えに行く場合などに一時的に駐車できる駐車場がないので困る。（全区）

障害者用駐車ます・乗降場に一般しゃが駐車している。（全区）

道路のバリアフリー

エスコートゾーンが設置されている。なお、エスコートゾーンとは、視覚障害者横断たい。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするものをさします。（稲毛区）

歩道に車両乗いれ用の傾斜があり、歩きづらい。セミフラットがた歩道だと良い。（稲毛区）

歩道を自転車がとばしている。（稲毛区）

横断歩道の交通島で待機するのが怖い。（稲毛区）

グレーチングに車椅子の前輪を取られる。（緑区）

ゆーじこうが危険。（若葉区）

音響式信号機を設置してほしい。（全区）

建築物のバリアフリー

シグナルエイドがある。なお、シグナルエイドとは、自分の意志で操作することにより音響・音声案内を受けられる小型送受信機をさします。（稲毛区）

公共施設では、節電のために明かりを少なくしているが、弱視者もいるため、危なくないように十分な明るさを確保する必要がある。（全区）

施設のでいりぐちにでいりぐちを示す音声案内が設置されていない。（全区）

でいりぐちのスロープや階段に手すりがなく、足が悪いと転倒の恐れがある。（美浜区）

くねくねした手すりを設置しているところがあり、使いにくい。（中央区）

多目的トイレという記載では、言葉通り多目的に使用されているため、障害者用と区別してほしい。（全区）

トイレによりボタンの位置が異なる。位置等を統一してほしい。（稲毛区）

男女トイレ両方にベビーベッドを設置してほしい。（稲毛区）

駐車場のバリアフリー

あらかじめ登録した障害者に限り利用できる専用の駐車場がある。リモコンで操作してゲートを解除できる。（緑区）

障害者等用駐車ますが１つで、先に利用者がいると使えずに困る。（花見川区）

都市公園のバリアフリー

でいりぐちに段差があり、スロープはあるが、車椅子使用者に対応した幅員ではない。（中央区）

トイレの維持管理状態が悪い。（緑区）

公園内の一般トイレは男女の区別がわかりにくい。（美浜区）

心のバリアフリー

ヘルプマークの利用が広がってきており良い。裏にメッセージを記載しておくと使いやすい。（若葉区）

障害者に関することを健常者にも理解してもらえるように子どもたちへの学びの機会を設けてほしい。（美浜区）

当事者への声のかけかたがわからない。今回の懇談会のように障害者間の相互理解ができる場があると助かる。（美浜区）

障害者への声掛けのタイミングは難しいので、特に子どもたちには講話などで伝えていくと良い。（美浜区）

障害者について地域のかたに周知して理解してもらうことが大事である。（美浜区）

かたかっこ2、まち歩き点検ワークショップ（令和がんねん度）

まる１、開催の目的

整備によって良くなった点や残された問題点などを確認し、今後のた施設等での取組において参考にすべき点や改善すべき点を整理することを目的に、複数班に分かれて検証テーマを設定し、市民参加のもと、経路・施設等のバリアフリー状況の現地確認・意見交換を行いました。

まる２、開催概要

まち歩き点検ワークショップを計４回実施しました。

以下に、開催概要のひょうがあります。ひょうの内容は次の通りです。

第1回、令和がんねん11月14日

現地確認エリア、千葉駅周辺

第2回、令和がんねん11月18日

現地確認エリア、都賀・ちしろ台駅周辺

第3回、令和がんねん11月21日

現地確認エリア、千葉都心・鎌取駅周辺

第4回、令和がんねん11月25日

現地確認エリア、海浜幕張駅周辺

まる３、参加者

千葉市身体障害者連合会、千葉市手をつなぐ育成会、ＮＰＯ法人せんかれん、学識経験者、学生、関係行政機関などから、のべ175人にご参加いただきました。

以下に参加者の概要のひょうがあります。

まる４、検証テーマ、点検箇所

６つの検証テーマを設定し、まち歩きワークショップを実施しました。

以下に、検証テーマ及び点検箇所のひょうがあります。内容は次の通りです。

鉄道駅のバリアフリー

検証の視点

・駅の整備における配慮

・乗換の連続性への配慮

点検箇所

・JR駅（千葉・千葉みなと・鎌取・稲毛・海浜幕張）

・京成駅（千葉・幕張・稲毛）

・モノレール駅（千葉・ちしろ台・都賀・スポーツセンター・葭川公園・市役所前）

駅前広場のバリアフリー

検証の視点

・駅からの連続的な案内・誘導への配慮

・バスやタクシー乗り場、一般しゃ・障害者用乗降場等の整備方法への配慮

点検箇所

・千葉駅駅前広場（西口・東口・北口）

・モノレールちしろ台駅駅前広場

・JR海浜幕張駅駅前広場（北口・南口）

・JR稲毛駅西口駅前広場

・幕張新都心拡大地区の新駅予定地

道路のバリアフリー

検証の視点

・歩道整備における配慮

・歩道設置困難な道路における配慮

・視覚障害者誘導用ブロックの連続性

点検箇所

・市道

・国道

建築物・駐車場のバリアフリー

検証の視点

・多くの人が利用する施設の整備での配慮

・上下移動（エレベーター・階段）、トイレ、駐車場等での配慮

・窓口での配慮や人的対応の配慮

点検箇所

・市役所本庁舎

・若葉区役所

・都賀コミュニティセンター

・幕張コミュニティセンター

・若葉保健福祉センター

・千葉県総合スポーツセンター

・きぼーる

・ペリエ千葉

・そごう千葉

・イコアスちしろ台

・イオンスタイル鎌取

・イトーヨーカドー幕張店

・イオンモール幕張新都心

・井上記念病院

・ベッセルイン千葉

都市公園のバリアフリー

検証の視点

・都市公園整備での配慮

・来街者が多く訪れる公園での配慮

点検箇所

・中央公園

・幕張ふなだまり跡公園

心のバリアフリー

検証の視点

・窓口応対や施設利用時の人的支援

・一般の利用者が支援できること

点検箇所

全施設

まる５、意見概要

まち歩き点検での主な意見は以下の通りです。

鉄道駅のバリアフリー

JR海浜幕張駅は、幅広改札への優先表示がある。

JR鎌取駅は、音声案内が、上下方面で男女別になっており分かりやすい。

全ての駅にホームドアまたはホームさくが設置されると良い。

京成幕張駅は、窓口の横にさんじゅっせんちほどのスペースがあるため車椅子で近づきにくい。

駅前広場のバリアフリー

JR千葉駅西口駅前広場・JR稲毛駅西口駅前広場は、バス停留所から屋根が連続している。

JR千葉駅東口駅前広場は、視覚障害者誘導用ブロックがバス停留所の前扉部分まで敷設されており、運転手とコミュニケーションがとりやすい。

JR稲毛駅西口駅前広場は、視覚障害者誘導用ブロックを辿っているとバス待機の列と衝突することがある。

弱視でも見られるよう、ないしょう式の地図で、主要箇所だけでも点字があると良い。

道路のバリアフリー

若葉保健福祉センター前道路は、エスコートゾーン、音響式信号機がある。

千葉市中央公園からきぼーるかんは、車止めが柔らかく、ゆらぐため良い。反射板もついている。

千葉駅前大通りは、横断歩道の距離が長く渡り切れない場合があるため、青時間を延長できると良い。

幕張こんよう地下道は、エレベーター・階段のある箇所は、通路幅員が狭くなっており、通り抜ける自転車と錯綜して危険である。

建築物・駐車場のバリアフリー

ベッセルイン千葉は、完全にフラットな車椅子対応の立体駐車場がある。

イオンモール幕張新都心は、一般トイレ内にもベビーカーなどで入ることができる広いべんぼうがある。

市役所本庁舎は、２階と比較して１階は視覚障害者誘導用ブロックが少なく、動線が分かりにくい。

若葉区役所は、グレーチングに車椅子の前輪がはまってしまう。

都市公園のバリアフリー

中央公園は、水飲み場がある。

園内に視覚障害者誘導用ブロックがない。

舗装のがたつきや土に足を取られることがある。

心のバリアフリー

イトーヨーカドー幕張店は、困ったときに、音声・光を使ってスタッフを呼び出せる「ふれあいとう」が設置されている。

JR稲毛駅西口駅前広場で、バス運転手が車椅子を見かけるとバスを寄せてくれた。

モノレール都賀駅は、支援する駅員がビブスを着用しており分かりやすい。

身体障害者用乗降場や多機能トイレを一般のかたが利用していることがある。

バスの車外放送があると良い。